

政治資金規正法の一部を改正する法律案要綱

第一 団体の寄附の禁止

- 一 法人その他の団体（政治団体を除く。二において同じ。）は、政治活動に関する寄附をしてはならないものとする。 (第二十一条第一項関係)
- 二 何人も、法人その他の団体に対して、政治活動に関する寄附をすることを勧誘し、又は要求してはならないものとする。 (第二十一条第二項関係)
- 三 一又は二に違反した者（団体にあつては、その役職員又は構成員として当該違反行為をした者）に対する罰則を設けるものとする。 (第二十六条及び第二十六条の二関係)

第二 施行期日等

- 一 この法律は、平成三十年一月一日から施行すること。 (附則第一条関係)
- 二 その他所要の規定の整備を行うこと。